



埼玉県報

第403号
令和5年(2023年)
4月11日
火曜日

目次

告示

- 加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 足立北部土地改良区の役員就任届（さいたま農林振興センター）
- 鴻巣行田土地改良区の役員就任届（さいたま農林振興センター）
- 九郷阿保領用水土地改良区の役員就任届（本庄農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 久喜都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 北本都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 幸手都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 県道小鹿野影森停車場線の道路の占用を制限する区域の指定（秩父県土整備事務所）
- 埼玉県、栃木県の漁場計画に関する公聴会の開催（内水面漁場管理委員会）

告 示

埼玉県告示第四百四十三号

加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、足立北部土地改良区から役員を就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	小林 洋一	埼玉県鴻巣市明用三百七十五番地
理事	鈴木 明	同 同 登戸三百七十八番地

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、鴻巣行田土地改良区から役員を就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	秋山 芳雄	埼玉県鴻巣市屈巢三千六百二十五番地

告示

埼玉県告示第四百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、九郷阿保領用土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
監事	上田 一利	埼玉県本庄市児玉町八幡山五百九十七番地二
同	高月 政男	同 西富田七百七十三番地一
同	鈴木 幸治	同 児玉郡神川町大字下阿久原千八十二番地
同	立石 洋行	同 上里町大字長浜千三百六十二番地

二 退任

職名	氏名	住所
監事	久保 武雄	埼玉県本庄市児玉町下浅見六百四十八番地
同	高月 政男	同 西富田七百七十三番地一
同	高橋 八夫	同 児玉郡神川町大字肥土五百七十六番地一
同	川田 種利	同 上里町大字藤木戸十番地

告 示

埼玉県告示第四百四十七号

令和四年埼玉県告示第六百六十三号で公示した公共測量は、令和五年三月二十日終了した旨測量計画機関である伊奈町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

令和四年埼玉県告示第千二百九十三号で公示した公共測量は、令和五年三月二十四日終了した旨測量計画機関である北本市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百四十九号

令和四年埼玉県告示第千二百二十五号で公示した公共測量は、令和五年三月十四日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十号

令和四年埼玉県告示第千二百二十四号で公示した公共測量は、令和五年三月七日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十一号

令和四年埼玉県告示第八十号で公示した公共測量は、令和五年三月十七日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十二号

令和四年埼玉県告示第千三百二十四号で公示した公共測量は、令和五年三月十七日終了した旨測量計画機関であるときがわ町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十三号

令和四年埼玉県告示第千三百二十三号で公示した公共測量は、令和五年三月十七日終了した旨測量計画機関である日高市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百五十四号

令和四年埼玉県告示第千五十九号で公示した公共測量は、令和五年三月十七日終了した旨測量計画機関である三郷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和五年関東地方整備局告示第百二十号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸四百三十二番地

三 都市計画事業の種類及び名称

久喜都市計画道路事業三・四・一号杉戸久喜線

四 事業施行期間

令和五年四月三日から令和十二年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県久喜市南一丁目、南三丁目、南四丁目及び本町三丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第四百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和五年関東地方整備局告示第百二十一号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県北本市東間三丁目百四十三番地

三 都市計画事業の種類及び名称

北本都市計画道路事業三・四・七号仲仙道

四 事業施行期間

令和五年四月三日から令和十二年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県北本市北本一丁目、北本三丁目、東間一丁目及び東間二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第四百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和五年関東地方整備局告示第百二十五号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和五年四月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸四百三十二番地

三 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画道路事業三・四・五十六号新橋通り線及び三・四・七十二号清地

本町線

四 事業施行期間

令和五年四月四日から令和十三年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地三丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年四月十一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻 幸二

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 小鹿野影森停車場線 秩父郡小鹿野町小鹿野字石井戸二六九六番一地

先から

同郡同町下小鹿野字北扶桑ケ原二一一四番一地

先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年四月十二日

告示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第二項に準用する第六十条第五項の規定により、内水面漁場計画を定めることに関し、利害関係人の意見を聴くため、次のとおり公聴会を開催する。

令和五年四月十一日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡本信明

一 開催期日

令和五年五月十二日 午後一時三十分

二 開催場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館 6B会議室

三 案件

イ 公示番号、免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区
区第一号	第二種区画漁業	こいの養殖業	一月一日から十二月三十一日まで	埼玉県児玉郡美里町大字広木字摩訶池四百七十四番地	摩訶池三九一・七アール	広木
区第二号		こいの養殖業		埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字市場十七番地	古沼二〇四・九アール	駒衣

(1) 免許予定日

令和六年一月一日

(2) 申請期間

令和五年八月二十一日から令和五年十月二日まで

(3) その他

(一) 制限又は条件

なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日まで

ロ 公示番号 共第一号

(1) 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業 ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 かじか漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

埼玉県熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、東松山市、鴻巣市、深谷市、比企郡滑川町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町並びに大里郡寄居町地先

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線より上流の荒川（上流から大芦橋まで）、諏訪沢、滝の沢、鶴沢、田野沢、谷津川、贅川、猪鼻沢、大砥沢、大除沢、矢竹沢、小赤沢、赤沢谷、赤木谷、白泰沢、樅沢、真ノ沢、中小屋沢、ヒダナ沢、荒川谷、小荒川谷（金山沢）、大荒川谷、股ノ沢、武信白岩沢、木賊沢、釜伏川、扇沢（風布川）、深沢川、三品川、平倉川、山居川、栃谷川、五ノ坪川、宮川及び天沼川、三沢川、滝ノ入沢川、日野沢川、金沢川（金山沢）、大平沢、奈良尾沢及び門平沢、赤平川、小判沢、伊豆沢、栗尾沢、岩殿沢、皆本沢、日影沢、日向沢、尾ノ内沢及び河原沢、吉田川、小川、女形川、長久保川、藤倉川及び宮の入沢、阿熊川、白岩沢及び奥の入沢、石間川、城峯沢及び石神沢、長留川及び釜ノ沢、薄川、柏沢、塩沢、浦島沢、おおつまり沢、藤指沢、大谷沢、瀬ノ沢、滝の沢、本沢、キワダ沢、倉沢及び七滝沢、小森川、寺沢、白沢、夜討沢、穴場沢、

鳩の沢、高井原沢、滝の沢、本沢、ヤツボ沢、井戸沢、日向畑沢、丸岩沢、
挽板沢、森戸沢、滝越沢、赤井沢、芝小屋沢、中尾沢、高見倉沢、夜倉沢、
高見沢及び不動沢、蒔田川、横瀬川、大棚沢、兔沢、木の間沢、関ノ入谷
(曾沢)、兵野沢、横石沢(二一九沢)、井戸ノ入沢、辰目沢、南沢、処花
沢、芳ヶ平沢(松枝沢)、牛喰沢、永井谷沢川及び大栗沢川、定峰川、生川、
小島沢川、浦山川、大谷沢、茶平沢、ばうも沢、大神楽沢、細久保川、幹
沢、右ノ沢、左ノ沢、広川原谷、焼山沢、冠岩沢、鍛冶崩沢、長尾沢、三
土場沢、中の沢及びこびき沢、橋立川及び市の沢、大久保谷、安谷川、寺
沢川、大仁田沢、平溝沢、川浦谷、持小屋沢、於知沢、今木沢、しあん沢
及びわさび沢、大血川、向いの沢、井戸沢、西谷、鉄砲沢及び白岩沢(ワ
レイワ沢)、東谷川及び新山沢、中津川、蛹沢、芋平沢、入波沢、中ノ沢、
井戸沢、小滑沢、大滑沢(地獄沢)、深沢、オロ沢、相原沢、石舟沢、大若
沢、鎌倉沢、ムジナ沢、ガク沢、大山沢、信濃沢、大ガマタ沢及び金蔵沢、
神流川、広河原沢、六助沢、山吹谷、和那波沢、雁掛沢及び金山沢、大洞
川、和名倉沢、手戸沢、サメ沢、市ノ沢、樽沢、鷹ノ巣沢、オヒジリ沢、
荒沢谷、桂谷、仁田小屋沢、松葉沢、惣小屋谷、井戸沢及び榎谷、滝川、
久殿ノ沢、ミグロ沢、ナメリ沢、沢小屋沢、曲沢、金山沢、八百谷、榎ノ
沢、水晶谷、枝沢(熊穴沢)、ブドウ沢及び古札沢、豆焼川、トーガク沢及
び豆焼沢、和田吉野川、和田川、九頭竜川、通殿川、吉野川、新吉野川、
坂東沢川、切れ所沼、御正堰用水路、吉見堰用水路、奈良堰用水路、玉井
堰用水路、大麻生堰用水路並びに成田堰用水路

基点第一号 埼玉県熊谷市小八林(大芦橋下流端(荒川右岸))

基点第二号 埼玉県鴻巣市大芦(大芦橋下流端(荒川左岸))

(2) 免許予定日

令和六年一月一日

(3) 申請期間

令和五年八月二十一日から令和五年十月二日まで

(4) 関係地区

埼玉県熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、東松山市、鴻巣市、深谷市、比
企郡滑川町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町並びに大里郡寄居

町

(5) その他

(一) 制限又は条件

なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

ハ 公示番号 共第二号

(1) 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

埼玉県さいたま市、川越市、川口市、所沢市、東松山市、狭山市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町及び吉見町並びに大里郡寄居町並びに東京都清瀬市及び東村山市地先

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から基点第三号と基点第四号を結ぶ線までの荒川（大芦橋から笹目橋までのうち、荒川第一調節池を除く）、芝川、新芝川、次に掲げる基点第五号と基点第六号を結ぶ線より上流の新河岸川（上流から白子川合流点まで）、白子川、越戸川、谷中川、黒目川、柳瀬川、東川、不老川、九十川、菖蒲川、緑川、笹目川、鴨川、鴻沼川、びん沼川、新河岸川放水路、江川、市野川、新江川、滑川、角川、粕川、新川、旧荒川、旧荒川（上池・中池・下池）、丸堀（荒川）、山王堀（荒川）、地蔵沼（荒川）、江川排水路、伊佐沼代水路、古川排水路、灰俵沼、伊佐沼、明善谷沼、城ヶ谷沼、八反沼及び芝川第一調節池

基点第一号 埼玉県熊谷市小八林（大芦橋下流端（荒川右岸））

- 基点第二号 埼玉県鴻巣市大芦（大芦橋下流端（荒川左岸））
- 基点第三号 東京都板橋区高島平六丁目（笹目橋下流端（荒川右岸））
- 基点第四号 埼玉県戸田市早瀬一丁目（笹目橋下流端（荒川左岸））
- 基点第五号 東京都板橋区三園二丁十八番地と埼玉県和光市大字下新倉との境界（新河岸川右岸）
- 基点第六号 東京都板橋区新河岸三丁目と埼玉県和光市大字下新倉との境界（新河岸川左岸）

(2) 免許予定日

令和六年一月一日

(3) 申請期間

令和五年八月二十一日から令和五年十月二日まで

(4) 関係地区

埼玉県さいたま市、川越市、川口市、所沢市、東松山市、狭山市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町及び吉見町並びに大里郡寄居町並びに東京都清瀬市及び東村山市

(5) その他

(一) 制限又は条件

なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

ニ 公示番号 共第三号

(1) 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業 ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

こい漁業
ふな漁業
うなぎ漁業
どじょう漁業
かじか漁業
わかさぎ漁業
なまず漁業

(二) 漁場の位置

埼玉県川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡毛呂山町及び越生町、比企郡嵐山町、小川町、川島町、鳩山町及びときがわ町並びに秩父郡東秩父村地先

(三) 漁場の区域

都幾川、正法寺川、八木成沢、七重川、大羽根川、舟の沢、外川、陣馬平川及び橋倉川、三日月池（都幾川旧川）、槻川、細山川、萩平川、オクマン沢、せぎり沢、春塚沢、丸塚沢及びたかがや沢、兜川、館川、雀川、氷川、越辺川、唐沢川、赤衣川、柳田川、大橋川、谷堀川、渋沢、津久根川、山入川、松倉川、三滝川及び顔振川、小畔川、南小畔川、飯盛川、九十九川、鳩川、黒石川、内川、大橋川及び泉井川、大谷木川、毛呂川及び桂木川、阿諏訪川、上殿川、麦原川、龍ヶ谷川、高麗川、清流川、大沢堀川、井尻谷、炭釜川、関ノ入沢、深沢、虎秀川、風影入、権現川、久通川、花桐川、大蔵山川、入西沢及びタツマ谷、宿谷川、長沢川、八徳谷及び高山沢、北川、入谷入、高畑川、空竜谷、藤原谷及び岩井沢、葛川、次に掲げる基点第七号と点アを結ぶ線より上流の入間川、要害川、唐沢、妻沢、蕨入、湯基入川、穴沢川、柏木入川、人見入川、蕨入川、白岩沢川、山中沢川、横倉入川、小沢入川及び和泉入沢川、横塚川、安藤川、霞川、次に掲げる基点第八号と基点第九号を結ぶ線より下流の成木川（両郡橋より下流）、中藤川、中沢、山中沢及び桜久保入、炭谷川、湯の沢川、湯ノ沢及び釜ノ入沢、有間川、白谷沢川、滝ノ入川、栃ノ木入川及び白岩沢並びに逆川

基点第七号 荒川と入間川との分水堤突端（入間川左岸）

点ア 基点第七号から二百四十度（真方位による。）の線

と入間川右岸との交点（入間川右岸）

基点第八号 東京都青梅市富岡一丁目（両郡橋下流端（成木川）

右岸)
基点第九号 埼玉県飯能市大字下畑(両郡橋下流端(成木川左岸))

(2) 免許予定日

令和六年一月一日

(3) 申請期間

令和五年八月二十一日から令和五年十月二日まで

(4) 関係地区

埼玉県川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡毛呂山町及び越生町、比企郡嵐山町、小川町、川島町、鳩山町及びときがわ町並びに秩父郡東秩父村

(5) その他

(一) 制限又は条件

なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

ホ 公示番号 共第四号

(1) 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

埼玉県熊谷市、行田市、本庄市、深谷市、秩父郡皆野町及び長瀨町並びに児玉郡美里町、神川町及び上里町地先

(四) 漁場の区域

福川、小山川、唐沢川、清水川、備前渠川、元小山川、女堀川、志戸川、藤治川、天神川、男堀川、秋山川、小平川、間瀬川、稻聚川、御陣場川及び忍保川

(2) 免許予定日

令和六年一月一日

(3) 申請期間

令和五年八月二十一日から令和五年十月二日まで

(4) 関係地区

埼玉県熊谷市、行田市、本庄市、深谷市、秩父郡皆野町及び長瀨町並びに児玉郡美里町、神川町及び上里町

(5) その他

(一) 制限又は条件

なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

へ 公示番号 共第五号

(1) 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

埼玉県さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町並びに茨城県猿島郡五霞町並びに東京都足立区及び葛飾区地先

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第十号と点イを結ぶ線より上流の中川（上流から大場川合流点まで）、次に掲げる基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線より上流の綾瀬川（上流から内匠橋まで）、伝右川、古綾瀬川、一の橋放水路、深作川、大場川、第二大場川、元荒川、星川（見沼代用水兼用区間（行田市荒木から久喜市菖蒲町上大崎まで）を除く。）、野通川、旧忍川（さきたま調整池）、赤堀川、忍川、新方川、会之堀川、大落古利根川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川、備前前堀川、青毛堀川、倉松川、大島新田川、幸手放水路、午の堀川、手子堀川、新槐堀川、権現堂川、笠原沼落、葛西用水路（会の川合流点（加須市大桑）より下流）、会の川、志多見落堀・上青毛北堀、上青毛南堀、江川堀、六郷堀・天王新堀、古笹田落、大英寺落、八ヶ村落、五ヶ村落、油井ヶ島沼、南方用水路、松原落排水路、旧槐堀川、中谷落排水路、香林寺上流排水路、香林寺落排水路、三尺落堀排水路、導水渠、新堀排水路、開二十九排水路、沼尻落排水路、古利根排水路、十王堀排水路、稲荷木落排水路、中島用悪水路、神扇落排水路、大中落悪水路、安戸落悪水路、末田大用水路、葛西用水路（逆川用水）、東京葛西用水、八条用水路、二郷半領用水路、新田用水路、木壳落悪水路及び下八間堀悪水路

基点第十号 東京都足立区六木三丁目中川堤防上の埼玉県と東京都の境界標柱（中川右岸）

点イ 基点第十号から百六十一度三十分（真方位による。）の線と中川左岸との交点（中川左岸）

基点第十一号 東京都足立区南花畑三丁目（内匠橋下流端（綾瀬川右岸））

基点第十二号 東京都足立区神明一丁目（内匠橋下流端（綾瀬川左岸））

(2) 免許予定日

令和六年一月一日

(3) 申請期間

令和五年八月二十一日から令和五年十月二日まで

(4) 関係地区

埼玉県さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町並びに茨城県猿島郡五霞町並びに東京都足立区及び葛飾区

(5) その他

(一) 制限又は条件

なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

ト 公示番号 共第六号

(1) 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

埼玉県加須市及び茨城県古河市地先

(三) 漁場の区域

栃木県境から基点第十三号と基点第十四号を結ぶ線までの渡良瀬川

基点第十三号 埼玉県加須市本郷地先の東武鉄道鉄橋左端橋礎（渡

良瀬川右岸）

基点第十四号 茨城県古河市中田新田地先の香取神社鳥居右柱（渡

良瀬川左岸）

(2) 免許予定日

令和六年一月一日

(3) 申請期間

令和五年八月二十一日から令和五年十月二日まで

(4) 関係地区

埼玉県加須市及び茨城県古河市

(5) その他

(一) 制限又は条件

なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

チ 公示番号 共第七号

(1) 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業 ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

埼玉県飯能市及び東京都青梅市地先

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第八号と基点第九号を結ぶ線から基点第十五号と基点第十六号を結ぶ線までの成木川（末成橋から両郡橋まで）及び直竹川

基点第八号 東京都青梅市富岡一丁目（両郡橋下流端（成木川右岸））

基点第九号 埼玉県飯能市大字下畑（両郡橋下流端（成木川左岸））

基点第十五号 東京都青梅市成木一丁目（末成橋橋台下流端（成木川右岸））

右岸）

基点第十六号 東京都青梅市成木一丁目（末成橋橋台下流端（成木川左岸））

左岸）

(2) 免許予定日

令和六年一月一日

(3) 申請期間

令和五年八月二十一日から令和五年十月二日まで

(4) 関係地区

埼玉県飯能市及び東京都青梅市

(5) その他

(一) 制限又は条件

なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

リ 公示番号 共第八号

(1) 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

埼玉県川口市及び戸田市並びに東京都北区及び板橋区地先

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第三号と基点第四号を結ぶ線から基点第十七号と基点第十八号を結ぶ線までの荒川（笹目橋から芝川水門まで）

基点第三号 東京都板橋区高島平六丁目（笹目橋下流端（荒川右岸））

基点第四号 埼玉県戸田市早瀬一丁目（笹目橋下流端（荒川左岸））

基点第十七号 東京都北区志茂三丁目四十五番地と同四丁目三十四番

地との境界（荒川右岸）

基点第十八号 埼玉県川口市領家五丁目（芝川水門下流端（荒川左岸））

(2) 免許予定日

令和六年一月一日

(3) 申請期間

令和五年八月二十一日から令和五年十月二日まで

(4) 関係地区

埼玉県川口市及び戸田市並びに東京都北区及び板橋区

(5) その他

(一) 制限又は条件

なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

又 公示番号 共第九号

(1) 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業 ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

埼玉県熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市並びに児玉郡神川町及び上里町並びに群馬県高崎市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、佐波郡玉村町並びに邑楽郡板倉町、明和町、千代田町及び大泉町地先

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第十九号と点ウを結ぶ線から基点第二十号と基点第二十一号を結ぶ線までの利根川（五料橋から埼玉県加須市飯積まで）、次に掲げる基点第二十二号と基点第二十三号を結ぶ線より下流の烏川（群馬県境から利根川合流点まで）、次に掲げる基点第二十四号と基点第二十五号を結ぶ線より下流の神流川（渡戸橋から烏川合流点まで）、三名川及び笹川

基点第十九号 埼玉県加須市飯積地先の合の川防災ステーションに設置された国土交通省利根川上流河川事務所の河川管理境界標識（利根川左岸）

点ウ 基点第十九号から二百三十度（真方位による。）の線と利根川右岸との交点（利根川右岸）

基点第二十号 群馬県佐波郡玉村町大字五料（五料橋下流端（利根川右岸））

基点第二十一号 群馬県伊勢崎市柴町（五料橋下流端（利根川左岸））

基点第二十二号 群馬県高崎市新町字下河原と埼玉県児玉郡上里町大字毘沙吐との境界（烏川右岸）

基点第二十三号 群馬県高崎市新町字下河原と埼玉県児玉郡上里町大字

毘沙吐との境界（烏川左岸）

基点第二十四号 埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬字姥石川端（渡戸橋下流端（神流川右岸））

基点第二十五号 群馬県藤岡市鬼石（渡戸橋下流端（神流川左岸））

(2) 免許予定日

令和六年一月一日

(3) 申請期間

令和五年八月二十一日から令和五年十月二日まで

(4) 関係地区

埼玉県熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市並びに児玉郡神川町及び上里町並びに群馬県高崎市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、佐波郡玉村町並びに邑楽郡板倉町、明和町、千代田町及び大泉町

(5) その他

(一) 制限又は条件

なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

ル 公示番号 栃木県内共第十六号

(1) 漁場の位置

栃木市、小山市、下野市、下都賀郡壬生町、野木町、群馬県邑楽郡板倉町、埼玉県加須市

(2) 漁場の区域

埼玉県境より三杉川合流点に至る渡良瀬川（谷田川を除く遊水池を含む。）及び支流（思川（壬生町七ツ石地先桑原用水堰より下流の区域）、姿川（壬生町安塚地先淀橋より下流の区域）、黒川（上都賀郡境より下流の区域）、与良川、巴波川、永野川（鹿沼市下永野字倉本地先倉本橋より下流の区域）、杣井木川、赤津川（栃木市都賀町大柿地先国道二百九十三号線橋梁より下流の区域）、出流川及び江川）の区域

(3) 漁業の種類

第五種共同漁業

(4) 漁業の名称

さくらます・やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、わかさぎ漁業、あゆ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、ふな漁業、こい漁業、どじょう漁業、なまず漁業、うなぎ漁業、かじか漁業

(5) 漁業の時期

一月一日から十二月三十一日まで

(6) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

(7) 関係地区

栃木市、小山市、下野市、下都賀郡壬生町、野木町、群馬県邑楽郡板倉町、

埼玉県加須市

(8) 免許予定日

令和六年一月一日

(9) 申請期間

令和五年八月一日から令和五年九月三十日まで

四 公述に関する事項

イ 公述人の範囲

漁業権者、漁業権漁業の経営者、その他利害関係のある者（団体又は機関にあっては、一団体又は一機関につき二人以内とする。）

ロ 公述時間

一人五分以内

ハ 公述の申出

公聴会において意見を述べようとする者は、次のとおりあらかじめ書面により申し出てください。

(1) 提出期日

令和五年四月二十八日まで

(2) 提出先

埼玉県内水面漁場管理委員会（〒330-1930-1 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県農林部生産振興課内）

(3) 提出内容

住所、氏名、連絡先（電話等）、当該事案に関して利害関係を有する理由、述べようとする意見の概要。